

全日教連 要望結果報告

(発行 平成 21 年 5 月 14 日)

第 2 次中央要請行動

専門部要望

文部科学省

要望日時 平成 21 年 5 月 11 日 13:30 ~ 15:50

回答者 【初等中等教育局】

財務課給与企画係長	尾川 正洋 氏
定数企画係長	松下 大海 氏
特別支援教育課指導係長	川口 貴大 氏
初等中等教育企画課	
教育公務員 専門職	奥田 米穂 氏
初等中等教育企画課 調査係	小倉 洋英 氏
	平澤 司 氏

【スポーツ・青少年局】

学校健康教育課健康教育企画室	
調査係長	國宗 久資 氏

要望者 【全日教連】

委員長	久保井 規文
副委員長	武田 幸雄、藤原 謙次、藤井 智寛
	坂本 和生、森 真佐純
事務局長	中西 昭博
事務局次長	福田 衛人・森下 耕司・上原 卓
専門部員	28 名

【女性教職員部】

要望

- 1 介護休暇制度を以下のように改善すること
介護休暇取得教職員の代替教職員の確実な確保を図ること
介護休暇が対象家族死亡により終了した場合、同時に終了する代替教職員の期間を1週間程度延長できるようにすること
1年という区切りを積み重ねていく学校現場の特性をふまえて、介護休暇期間を現行の6か月から必要に応じて最大1年に延長すること
- 2 母性保護の観点に立ち、女性教員の妊娠時における体育代替制度の推進を図ること
取得しやすい代替制度への改善を図ること
代替教員の確実な確保を図ること
- 3 子育て中の勤務条件の整備を図ること
検診及び予防接種等における特別休暇取得の促進を図ること
全国的に勤務時間の弾力化を図ること
勤務地について配慮すること
- 4 看護休暇制度を以下のように改善すること
看護休暇の対象年齢を義務教育終了まで引き上げること
全国的に子だけではなく、配偶者、両親等、適用範囲を広げること

文部科学省

要望1 について

制度を運用する上で、介護休暇が対象家族死亡により終了した場合、代替教職員の延長を可能としている地域もあると聞いている。しかし、国として制度の運用の仕方を地方に対して指導するのは、各自治体における財政上の問題もあり難しい。

要望1 について

文部科学省だけではなく、公務員制度全体に関わる事項であり、政府全体で総務省等が中心になって検討すべき課題であると考えている。

要望2 について

文部科学省として、運用の仕方を指導するのは、地方財政上の問題から難しい。しかし、各教育委員会において適切に運用されているものと考えている。

意見及び回答

(女性教職員部)

昨年度も同じ要望をしているが、この1年間、文部科学省として関係省庁にどのような働きかけを行ってきたのか、具体的に教えて欲しい。また、今回の要望内容はどんな場で、どこに対して行うのが効果的なのかについても教えて欲しい。

(文部科学省)

勤務条件や制度の運用、非常勤講師の配置等については、人事権を持っている各地方教育委員会が判断することなので、このような内容については人事権を持っている教育委員会に対して要望するのが効果的である。

また、介護休暇については、総務省が公務員の勤務条件等を定めているので、それにそった形で各県の条例が定められている。法律に基づいて介護休暇や育児休業が運用されるので、制度そのものについては、文部科学省から総務省に意見を伝えるが、運用の仕方になると、教育委員会に要望するのがよいと思われる。

(女性教職員部)

私たちが制度の改正をお願いしているのは、教育の場に優秀な人材を確保するためである。しかし、実際には経験と実績を積み、後進の指導に当たるようなリーダー性を持った女性教職員が、介護や看護、育児等で退職をする例も少なくないという現状がある。優秀な人材が教職を辞めずにすむ制度を作ること大切であると考えている。そういった制度が整っていることで、安心して職務に専念できる。文部科学省の管轄ではないにしても、教育環境の整備という観点から、関係省庁への働きかけをお願いしたい。

【事務職員部】

要望

- 1 学校事務職員の給与費を、引き続き義務教育費国庫負担法の適用対象とし、全校配置・複数配置を推進すること
- 2 学校における裁量権拡大に伴う事務業務の増加への対応及び教員が子供と向き合う時間の確保のため、義務教育諸学校への事務長職を積極的に設置するよう、各地方公共団体を指導すること
- 3 学校事務職員の行政職として、またスクールマネージャーとしての機能を高める研修制度を確立すること

文部科

要望1について

文部科学省としては、事務職員が学校の基幹職員となっていると認識しており、義務教育費国庫負担の適応対象から外すということは全く考えていない。義務教育費国庫負担金については、三位一体改革の時に、文部科学省としては遺憾ながら、負担率が引き下げられた。この議論が将来再度行われる可能性も考えられるが、今後も義務教育費国庫負担制度の堅持に向けて努力したい。

全校配置や複数配置については、財政状況が厳しいことや政府が行政改革を進めていることもあり、極めて困難な状況である。そのような中でも事務の共同実施を進めていくということで、これまでも計画的に定数改善を進めてきている。平成21年度については4年ぶりに、73人の定数改善を行っている。現在、行革推進法という、定数改善を進めるには困難な法律があり、大幅に定数を増やすことができない状況であるが、少しずつでも増やしていけるよう努力していきたい。

意見及び回答

（事務職員部）

市町村費の事務職員が配置されていた頃は、学校に2名事務職員がいる場合も多かったが、今は全国的に1名しかいない学校がほとんどである。また、最近、学校に非常勤の教職員が増え、学級数が少なくても教職員の数が多いという学校も増えていることから、事務職員の業務も増えている。教員の負担軽減のことも考えていかなければならない。そこで、事務職員の定数を算出する際には、学級数で決めるだけでなく、様々な基準を設けて定数を改善して欲しい。

（文部科学省）

市町村費の事務職員が減らされているのは、行政改革の影響が大きい。今後は組織的な事務処理の体制作りを進めていかなければならない。全ての学校に複数配置ということは難しいが、事務の共同実施を行うことで、事務職員も複数配置や未配置校への配置も含めて対応したい。後は、教育委員会も、各学校の現状を見ながら、事務職員の配置について考えてもらいたい。

（事務職員部）

市町村費の事務職員が減られ、その分の仕事を県費負担事務職員が担うことになった。行政改革の影響を受けて、事務職員の数が減り、一人一人の負担が大きくなっている。本来行うべき事務以外の業務が増えてきている。今の定数ではとても対応しきれないのが現状である。事務職員の人数が増えるような方策を考えて欲しい。

（文部科学省）

事務職員の業務内容を見直し、定数改善について今後考えていかなければならない。

また、小規模校についても、他の職員の配置の仕方を含めて、定数の在り方を考えていく。

【管理職員部】

要望

- 1 職責に見合う管理職手当を保障すること
- 2 学校管理職の研修を充実するための予算を確保すること
- 3 教頭・副校長の枠外配置を行うこと
- 4 個々の児童生徒に応じた援助・指導が十分に行えるよう、教員の加配を図ること

文部科学省

要望 1 について

厳しい財政事情ではあるが、文部科学省としては、教育再生の取組を真に実効あるものとするために、学校教育の要である管理職に優れた教職員を任用すること、頑張る教職員を支援するということが不可欠であると考えている。平成 21 年度予算では、給与の調整額や義務教育等教員特別手当が縮減されたが、平成 22 年度の概算要求においても、管理職手当の重要性を訴えていく。

意見及び回答

(管理職員部)

給与が削減されていく現状では、今後管理職を目指す教職員が減っていくことが予想される。最近多くの高校や大学で、教職を目指す学生が、教育実習以外にも現場に行き、教職員の手伝いをする機会というが増えてきている。しかし、教職員の実態を見て、「これは自分にはできない」という言葉を残して、帰る学生を目にすることがある。また、管理職は学校経営を預かるものとして、学校と家庭と地域社会の連携を密にするよう心がけなければならない。そのため、社会教育に携わることが多く、夜遅くの会議に出席したり、土日も出勤したりということが多い。このままでは、教職員にも管理職にも優秀な人材が集まらなくなり、この先教育がどうなっていくのか本当に心配である。

(文部科学省)

管理職手当については、今後検討していかなければならないと考えている。加えて、現在教職調整額の見直しについての議論が行われているが、時間外勤務手当を導入した場合に、業務内容や勤務時間のチェックを管理職だけでできるのかどうかという問題も浮上してきている。

そもそも、教職員給与の見直しが行われたのは、マスコミ等で教職員のマイナス面ばかりが報道され、一般公務員よりも優遇されていることに対する批判が起こったのが原因である。文部科学省としては、そういった教職員は一部であり、ほとんどの教職員は一生懸命教育活動に専念していると認識している。そこで、裏付けのデータとして平成 18 年に教職員勤務実態調査を行った。こういったデータを基に、管理職手当をはじめ、教職員の給与がその職責に見合ったものになるよう、文部科学省としても努力していきたい。

(管理職員部)

時間外勤務手当の導入については、反対である。業務内容や勤務時間について、明確な区切りが示されない限り、管理職だけでは対応できない。しかし、教職員の業務内容を明確に区切って手当を支給することは困難である。

(文部科学省)

そういった意見は、昨年度ヒアリングを行った際に聞いており、それも含めて現在中教審の作業部会で検討中である。また、教職調整額の議論と併せて、教職員の勤務時間の管理も考えていかなければいけない課題である。

【高等学校部】

要望

- 1 生徒へのきめ細かい指導ができるよう、次期公立高等学校教職員定数改善計画を早急に検討すること
- 2 部活動指導に係る手当の充実を図ること
- 3 公立学校の充実と教職員の資質向上を図るために、諸制度を整備すること
- 4 適切な私学助成費の増額と私学の振興を図ること

文部科学省

要望 1 について

文部科学省としては、頑張る教職員を応援したい、子供と向き合う時間を確保したいという思いを持っている。しかし一方で、行革推進法において、児童生徒数の減少に見合う数を上回る純減を平成 22 年度までに行うと規定されており、定数改善計画を策定することが難しい状況である。学校規模や現在の定数の関係から、高等学校も大切なのだが、義務教育の方が喫緊の課題となっている。どちらも、十分な教職員数を確保することは大切なことであると認識しており、文部科学省としても行革推進法の規定がある中で、できる限りの努力をしていきたい。

要望 2 について

平成 20 年度予算において、部活動手当は倍増している。さらに増額することは厳しいが、平成 21 年度の概算要求においてどう対応していくか、今後検討したい。

意見及び回答

(高等学校部)

定数改善計画について、行革推進法の規定により困難であるということだが、行革推進法の規定は平成 22 年度までとなっている。また義務教育が喫緊の課題であるということだが、平成 23 年度以降、義務教育だけでなく、高等学校も第 7 次定数改善計画の策定するよう、今後検討をして欲しい。

全日教連が行った「多忙化の改善について」のモニター調査によると、高等学校の場合、時間外に行っている業務として、教材研究と校務分掌に係る業務を最も多くの回答者が挙げている。教材研究については、専門性が高い上に、生徒が学びたいことが学べる環境を作るための学校改革を進めることで、科目や内容が多岐に亘り、大きな負荷がかかっている。また、校務分掌は多岐に細分化されており、一人が6つも7つも担当している実態がある。土日に部活動指導をするため、教材研究をする時間は土曜の午後や平日の夜になる。さらに、新しい学習指導要領への対応が求められているが、その分新しいものを作らなければならない、定数が今のままでは一人一人の業務負担はさらに大きくなる。われわれは、公教育の充実を最優先に考えている。現場の声を受け止めて、制度に生かして欲しい。

【養護教員部】

要望

- 1 健康教育及び保健安全の充実を図るため、養護教諭の複数配置基準を「児童生徒数 600 人又は 18 学級以上」に引き下げる
- 2 教育職俸給表を 5 級制とし、養護教諭を積極的に主幹教諭・指導教諭に登用するとともに、給与を 3 級とすること
- 3 「養護主任（仮称）」を新設し、複数配置校においては円滑な職務の遂行のため、一人は主任として位置付けること

文部科学省

要望 1 について

学校現場には多様な子供たちがいて、養護教諭が苦勞していることは認識しており、平成 20 年度は 47 人の定数改善を行った。行革推進法の規定があり、大幅な定数改善は難しい状況であるが、できる限り多くの養護教諭を配置できるよう努力したい。

意見及び回答

（養護教員部）

養護教諭は現在多くの業務を抱えており、一人一人の子供たちの心身の健康を見守ることが難しい状況である。1 人の養護教諭がじっくり見守ってやれるのは 600 人が限度であると考えている。救急処置をすることだけが業務ではなく、子供たちの相談相手となり、いじめや虐待を早期に発見することも養護教諭の重要な役割である。心身に支障をきたし不登校になる子供が、初期の段階で一番に訪れるのが保健室である。養護教諭が見守るゆとりさえあれば、不登校にならなかったのではないかと子供を何人も見てきた。子供たちの問題は複雑化、多様化しているので、子供が相談をしてきた時には、しっかり対応しなければ解決しない問題もある。保護者への対応も必要であることを考えれば、養護教諭 1 人が 600 人の子供に対応することには無理がある。定数改善が難しいことは十分承知しているが、養護教諭にしかできない職務があるということを認識して、少しずつでも定数を増やし、一人でも多くの子供に対応できるようにして欲しい。

（文部科学省）

現場で養護教諭が大変な苦勞をしていることを聞いて、養護教諭の重要さを再認識した。養護教諭を増やしていきたいという考えは従来から持っている。今後も養護教諭の重要性を訴え、定数の改善に向けて努力をしていきたい。

【栄養教諭・学校栄養職員部】

要望

- 1 栄養教諭への移行にともなう条件の整備を確立し、国として栄養教諭の配置基準を設けること
栄養教諭の配置促進について、各都道府県へ強く働きかけること
栄養教諭の配置基準の策定については、食数ではなく学級数で定め、授業を行う等の職務によって、過重負担が生じないようにすること。
- 2 学校栄養職員の給与費を、引き続き義務教育費国庫負担制度の適用対象とすること
- 3 食育基本法をふまえ、学校給食の充実を図るための条件整備を確立すること

文部科学省

要望 1 について

改正された学校給食法の10条に、栄養教諭の役割が明記されている。平成21年4月28日付で、栄養教諭の配置促進についての依頼文書を各都道府県教育委員会教育長宛に発送している。栄養教諭の配置状況は、年々増加しており、平成21年4月1日現在2,648名の栄養教諭を配置している。各都道府県教育委員会への働きかけだけでなく、実践研究を行い栄養教諭の活躍の場を広げる等、栄養教諭の活動を支援する取組も進めている。

意見及び回答

(栄養教諭・学校栄養職員部)

配置状況については、都道府県によって大きな差がある。これは、国としての配置基準が無く、各都道府県に任されているからである。どの都道府県においても、同じように栄養教諭が配置されるような制度を整えて欲しい。

1名で50校を担当している栄養教諭もいる。1日1校ずつ食育指導を行うと、50日かかる。できるだけ多くの子供たちに食育を行いたいと考えている栄養教諭は多い。

また、採用数が少ないため、通勤距離が遠くなっている現状もある。知らない地域で勤務をすると、その土地の農産物の特徴を理解するまでに時間がかかる。食育をスムーズに進めることが困難な状況にある。

大学を新規卒業した者を対象に、栄養教諭の新規採用を始める自治体もある。学校栄養職員の栄養教諭への移行ができなくなるのではないかと危惧している。学校栄養職員は、これまで給食管理、衛生管理、食育指導と長年経験を積んできている。この努力と経験が生かされるよう、希望する者は速やかに全員栄養教諭に移行できるよう、国として明確な配置基準を定め、各都道府県に働きかけをして欲しい。

(文部科学省)

配置基準を設けて定数の改善を行うのは難しい状況である。しかし、食育を推進するということで、平成21年度も47人の定数改善を行った。任用替えだけでなく、加配という形で何とか定数を増やしていきたいという考えを持っているので、今後も引き続き努力していきたい。

【特別支援教育部】

要望

- 1 特別な支援を要する児童生徒の教育が十分になされるよう、教職員の配置と施設・設備や教材・教具の充実を図ること
- 2 特別支援教育コーディネーターが地域及び各学校における特別支援教育の中心的役割を果たせるよう、十分な研修の機会を確保するとともに、専任で配置すること
- 3 特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応えるため、管理職を含む全ての教職員への特別支援教育推進のための研修の機会の確保及び研修内容の充実を図ること

文部科学省

要望 1 について

特別支援関係は、定数改善の中でも優先度の高い項目となっていて、平成 18 年度以降、単年度の定数改善を行ってきた。通級指導の充実、特別支援教育コーディネーターがセンター的機能を十分果たせるような改善を行ってきた。平成 21 年度は通級指導のために 300 人、センター的機能の充実のためのコーディネーターを 35 人配置した。大幅な定数増を行うのは難しい状況であるが、特別な支援を要する子供に対応するための定数改善を行っていききたい。

コーディネーターの専任化については、特別支援学校を中心に行っていききたいという考えを持っている。実現できるかどうかはまだわからないが、特別支援学校から各学校へのコーディネーターができるような体制作りを進めていききたい。

施設・設備については、学校施設整備指針の中で、教育上特別な支援を要する児童・生徒に対する教材・設備の充実を明記している。

意見及び回答

(特別支援教育部)

特別支援学校にセンター的機能を構築していくために、コーディネーターを専任で配置し、近隣の学校のコーディネーターをしていく方向性だが、1 人当たりの児童・生徒数が膨大な数になっている。できれば、コーディネーターを通級指導教室等に配置して欲しい。具体的には、各学校に 1 人、さらに中学校校区に 1 人のコーディネーターを配置する。そのリーダーとして特別支援学校のコーディネーターを配置し、ピラミッド型の配置構成とする。障害者基本計画に基づく重点 5 カ年計画の中で、地域をサポートするコーディネーターの配置をガイドラインや通知に入れて欲しい。

(文部科学省)

各学校へのコーディネーターの配置の必要性については、意見も多く今後そういった方向性も考えられる。現在のところは、まず特別支援学校での専任化を目指している。また、規模の大きい特別支援学校には複数のコーディネーターを配置することも考えられる。財務省に対しても必要な総数を要求しているが、一度に何百人もの配置は難しいので、少数ではあるが引き続き改善に向けて努力したい。

(特別支援教育部)

財務省に要求した総数とはどのくらいなのか。

(文部科学省)

学校での教育相談担当に関する既存の定数措置があり、これも活用していく。特別な支援を要する児童・生徒は増加する傾向があることから、35 人のコーディネーターを新たに要求している。これと既存の定数措置を活用して、必要な定数の確保に努めたい。

(特別支援教育部)

特別支援学校、小中学校の特別支援学級、通常学級における特別に支援を要する児童生徒への指導は、それぞれ大きな違いがある。通常学級で、生活単元学習や自立支援等を行うことは、ほぼ不可能である。特別支援学校に勤務するコーディネーターが、このような現状に対応することは難しいのではないかと。各学校において指導に当たる教職員が、経験を積むことによってコーディネーターの役割を果たしていく形が望ましい。

(文部科学省)

国としては、コーディネーターの定数改善を進めていくが、各都道府県でそれを実際にどのように配置していくかが大切である。研修制度等もそうだが、各都道府県の教育委員会が、現場の実情をわか

りつかんだ上で、運用をしていかなければならない。

(特別支援教育部)

実際に現場で、特別な支援を要する児童・生徒の指導に関して相談したい時に、特別支援学校に要請をするということはほとんどない。サ特別支援学校は、やはり通常の小中学校と実情が違うということが理由である。コーディネーターを特別支援学校だけに配置しても、効果は薄いと考える。

また、コーディネーターの役割も曖昧である。現場の希望としては、関係諸機関とのパイプ役だけでなく、特別な支援を要する児童・生徒への対応の仕方等のアドバイスも求めている。今後、さらに多くのことを現場から求められると思われる。

(文部科学省)

今の対応としては、特別支援学校に配置しているコーディネーターに対する研修内容を見直していくことが考えられる。特別支援学校と各学校との実情の違いを踏まえて、対応の仕方等の研修を盛り込んでいきたい。特別支援学校の教職員の専門性を活用することも重要な視点である。

また、特別支援教育コーディネーターだけではなく、一般の教職員にも特別支援教育の理念を理解してもらえよう、研修を積み重ねて欲しい。

(特別支援教育部)

県独自で、地域のコーディネーターを配置しているところもあり、大変有効だという声も聞いている。ぜひ、モデル事業等を行い、効果を検証した上で、全国に広げて欲しい。